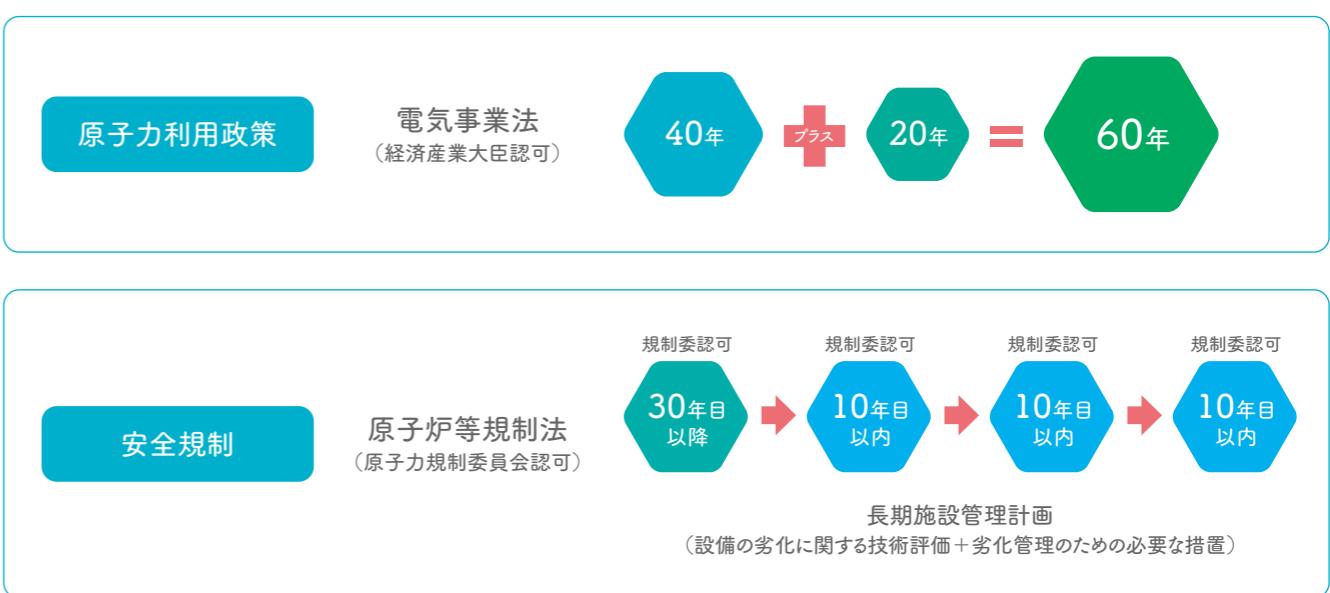
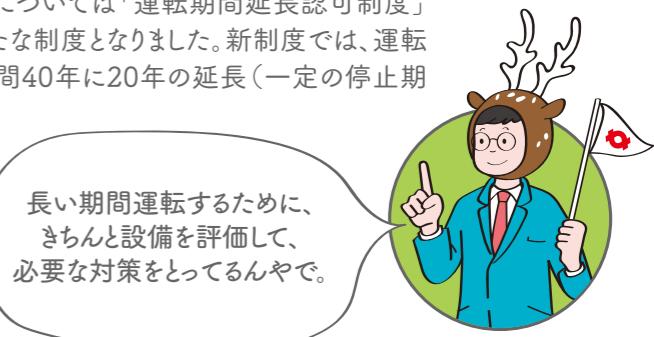




原子力発電所は、国から認可を受ければ長期間の運転が可能となっています。

福島第一原子力発電所事故後、原子力発電所の運転期間については「運転期間延長認可制度」が導入されましたが、その後、GX脱炭素電源法が成立し、新たな制度となりました。新制度では、運転期間については経済産業大臣の認可を受けた場合、運転期間40年に20年の延長（一定の停止期間は除外）が認められることになりました。

また、安全規制として、原子力発電所の安全性については30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に設備の劣化に関する技術的評価を行い、その結果に基づく劣化管理のための必要な措置を取りまとめた「長期施設管理計画」を策定し、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられることになりました。



関西電力では、従来から設備の計画的な取替えや劣化評価等を実施しています。

#### 大型機器等の取替え

蒸気発生器等の大型機器やポンプ、配管等を積極的に取り替えています。さらに、新たな技術を活用して最新設備への更新も図っています。

#### 中央制御盤の取替え

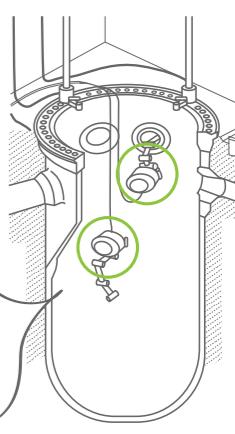


#### 蒸気発生器の取替え



#### 特別点検で確認

40年を超えて発電所を運転する場合は、発電所の中にあるコンクリート構造物など取換えができない設備について点検・検査を行っています。



#### 世界の原子力発電所の運転期間の状況

世界でみると運転中の原子力発電所のうち約3割が40年以上稼働しています。特に、アメリカでは運転中のプラント94基のうち、12基が80年運転の許可を取得しています。

出典：(一社)日本原子力産業協会HP「世界の原子力発電プラントの運転期間の状況について」(2025.5)をもとに作成